

# 次期 ひとり親家庭等自立促進計画 (案)

※県子ども・子育て支援事業支援計画の中に位置付けることを想定

# 目次

現計画の4つの柱	… 1
相談体制と情報提供の充実	… 2
経済的支援	… 3
就業支援	… 4
子育てや生活支援	… 5

# 現計画の4つの柱

①相談体制と情報提供の充実

②経済的支援

③就業支援

④子育てや生活支援

## 1つ目の柱

# 相談体制と情報提供の充実

ひとり親家庭等のさまざまな悩みに対応し、ニーズに合った支援策を提供します

- ・ 母子家庭、父子家庭及び寡婦のさまざまな悩みの相談に応じる、母子・父子自立支援員等の質の向上を図っていきます。
- ・ 母子・父子自立支援員のいる各市福祉事務所や各保健福祉事務所等、相談窓口の周知を行います。
- ・ 個々のニーズにあった、経済的支援、就業支援、子育て及び生活支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関との連携を図ります。
- ・ WEB等を利用し、支援策に関する広報の充実を図っていきます。
- ・ 離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行っています。

## 2つ目の柱

# 経済的支援

児童扶養手当を中心に経済的な基盤を確保し、自立を支援します

- 母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付を実施します。
- 児童の教育費のほか、生活の安定を図るための生活費及び転居費用等の貸付を行い、母子家庭及び父子家庭の自立を支援します。
- 医療機関で受診した場合に、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。
- 結婚歴の有無によって差が生じないように、行政サービスの利用料等を算定する際に寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。

## 3つ目の柱

# 就業支援

就業相談、資格取得・スキルアップを促進し  
より良い就業機会が得られるよう支援します

- 個々のニーズに応じたよりよい就業機会を得るため、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会等を母子家庭等就業・自立支援センターで総合的に実施します。
- 高等職業訓練促進給付金事業等を実施して、就業に役立つ資格の取得意欲の向上を図ります。
- 児童扶養手当受給者を対象に、個別の事情に応じた自立支援プログラムを策定し自立に結びつける事業を推進します。
- 就業に役立つ能力開発等に関する情報提供を行っていきます。

## 4つ目の柱

# 子育てや生活支援

就業と子育て両立のための家事・子育て援助、  
住居確保のための支援を行います

- ・ 母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるよう、保育所の優先入所などの子育て支援を行います。
- ・ 疾病、冠婚葬祭への出席及び生活状況の急変等により、一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合に支援を行います。
- ・ さまざまな課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じます。
- ・ 離婚時、子供の成長に伴う転居等で住居確保が必要な際に、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居等を行います。